

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月13日

【中間会計期間】 第104期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

【会社名】 カヤバ株式会社

【英訳名】 KYB Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員兼CEO 川瀬 正裕

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町二丁目4番1号

【電話番号】 03(3435)3511(代表)

【事務連絡者氏名】 経理本部経理部長 相澤 利彰

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町二丁目4番1号

【電話番号】 03(3435)3584

【事務連絡者氏名】 経理本部経理部長 相澤 利彰

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第103期 中間連結会計期間	第104期 中間連結会計期間	第103期
会計期間	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上高 (百万円)	213,457	230,807	438,316
税引前中間(当期)利益 (百万円)	7,756	20,981	21,989
親会社の所有者に帰属する 中間(当期)利益 (百万円)	5,182	17,134	14,899
親会社の所有者に帰属する 中間(当期)包括利益 (百万円)	1,729	22,402	20,544
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	215,943	231,773	225,537
総資産額 (百万円)	451,970	476,554	463,112
基本的1株当たり中間(当期)利益 (円)	94.09	366.14	281.13
希薄化後1株当たり 中間(当期)利益 (円)	94.08	366.11	281.08
親会社所有者帰属持分比率 (%)	47.8	48.6	48.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	17,195	18,433	43,847
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	9,402	3,583	34,133
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,321	11,510	9,099
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	41,575	51,826	47,428

(注) 1. 当社は要約中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 上記指標は、国際会計基準(以下「IFRS」という。)により作成された要約中間連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

3. 2024年12月3日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的及び希薄化後1株当たり中間(当期)利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動は次のとおりであります。

< A C (オートモーティブコンポーネンツ) 事業 >

当中間連結会計期間において、株式取得による子会社化に伴い、知多鋼業株式会社及びその子会社を連結の範囲に含めております。詳細は「第4 経理の状況 1 要約中間連結財務諸表 要約中間連結財務諸表注記 6. 企業結合」をご参照ください。

また、インドにて四輪車用油圧緩衝器の製造拠点を設立することを目的として、KYB India Private Limitedを新たに設立し、連結の範囲に含めております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間(2025年4月1日～2025年9月30日)における世界経済は、貿易摩擦の高まりによる下振れリスクに直面しつつも、米国の通商政策変更に伴う貿易の前倒しや、各国での積極的な財政拡大もあり、想定よりも底堅く推移しました。わが国経済につきましても、個人消費の持ち直しに加え、堅調な設備投資の動きが見られるなど、総じて緩やかな回復基調で推移しました。

一方、米国による追加関税措置やそれに伴うインフレ再燃懸念など、景気の先行きは依然として不透明な状態が続いてあります。

このような環境の下、当社グループにおきましては、建設機械向け油圧機器、及び自動車関連製品が比較的堅調に推移したことから、当中間連結会計期間の売上高は2,308億円と前中間連結会計期間に比べ174億円の増収となりました。

営業利益につきましては、知多鋼業株式会社の完全子会社化に伴う負ののれん発生益を認識したこと等により207億円(前年同期営業利益83億円)、親会社の所有者に帰属する中間利益につきましては、171億円(前年同期親会社の所有者に帰属する中間利益52億円)となりました。

(建築物用免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為の影響について)

2019年3月期において、当社及び当社の子会社であったカヤバシステムマシナリー株式会社(当該子会社は2021年7月1日をもって当社を存続会社とした吸收合併により解散しております)にて、製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準()に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品(以下、「不適合品」といいます。)を建築物に取り付けていた事実が判明いたしました。

()制振用オイルダンパーについては、大臣認定制度はありません。

当中間連結会計期間においては、2025年9月30日時点で交換が未完了の不適合品及び性能不明品(性能検査記録のデータ書き換え有無が確認できないもの)の全数(免震用オイルダンパー52本、制振用オイルダンパー12本の合計64本)を対象として、交換用免震・制振用オイルダンパーの交換工事に要する費用及び営業補償等を製品保証引当金に計上しており、当該製品保証引当金の当中間連結会計期間の残高は、16億円であります。

当中間連結会計期間におけるセグメント別の業績は以下のとおりです。また、各セグメントにおける製品別売上高については、「第4 経理の状況 1 要約中間連結財務諸表 要約中間連結財務諸表注記 10. 売上高」をご参照ください。

また、以下の説明におけるセグメント別の売上高は、外部顧客に対するものであり、セグメント別のセグメント損益はセグメント間取引消去前のものであります。

A C事業

当セグメントは、四輪車用油圧緩衝器、二輪車用油圧緩衝器、四輪車用油圧機器とその他製品から構成されております。四輪車用油圧緩衝器は、国内及び欧米でのOEM製品の販売増加等により、売上高は1,207億円と前中間連結会計期間に比べ11.2%の増収となりました。二輪車用油圧緩衝器は、インド市場での需要減少があったものの、国内及び欧州での受注が好調だったことにより、売上高は237億円と前中間連結会計期間に比べ11.9%の増収となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,641億円と前中間連結会計期間に比べ10.9%の増収となり、セグメント利益は94億円と前中間連結会計期間に比べ16億円の増益となりました。

H C 事業

当セグメントは、産業用油圧機器、システム製品、その他製品から構成されております。建設機械向けを主とする産業用油圧機器は、建設機械の輸出が欧米向けを主として比較的堅調に推移したことから、売上高は555億円と前中間連結会計期間に比べ2.1%の増収となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は601億円と前中間連結会計期間に比べ3.3%の増収となり、セグメント利益は16億円と前中間連結会計期間に比べ8億円の増益となりました。

航空機器事業

当セグメントは、航空機器用油圧機器から構成されております。当セグメントは、販売製品の構成が変動したことに伴い、売上高は32億円と前中間連結会計期間に比べ123.5%の増収となり、セグメント利益は3億円と前中間連結会計期間に比べ8億円の増益となりました。

特装車両事業及びその他

当セグメントは、特装車両等から構成されております。コンクリートミキサ車を主とする特装車両において、前連結会計年度にインドから事業撤退したことにより、当セグメントの売上高は34億円と前中間連結会計期間に比べ42.0%の減収となりましたが、国内での販売は堅調に推移したことにより、セグメント利益は前中間連結会計期間とほぼ同額の6億円を確保しました。

財政状態につきましては、総資産が4,766億円と前連結会計年度末に比べ134億円の増加となりました。流動資産は、現金及び現金同等物や営業債権及びその他債権等が増加したものの、子会社株式取得のための預託金等のその他の流動資産が減少したことにより、40億円減少の2,544億円となりました。非流動資産は、企業結合により有形固定資産が増加したことや、投資有価証券等のその他の金融資産が増加したことにより、174億円増加の2,222億円となりました。

負債は、社債及び借入金の増加等により、2,359億円と前連結会計年度末に比べ78億円の増加となりました。

資本は、自己株式の取得があった一方、親会社の所有者に帰属する中間利益の計上による利益剰余金の増加等により、57億円増加の2,407億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は518億円となり、前連結会計年度末に比べ44億円の増加となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は184億円(前中間連結会計期間比12億円の収入増加)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は36億円(前中間連結会計期間比58億円の支出減少)となりました。主な収入は連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入91億円、主な支出は有形固定資産の取得による支出125億円です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は115億円(前中間連結会計期間は123億円の支出)となりました。主な収入は長期借入金による収入223億円、主な支出は短期借入金純増減額170億円と自己株式の取得による支出95億円です。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社における財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は以下のとおりであり、当中間連結会計期間において、(c)について重要な変更を行いました。

(a) 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが過去にみられたところであり、今後、当社に対しそのような行為が強行されることも否定できません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(b) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるため企業価値向上への取組み等の施策を実施しております。これらの取組みは、上記(a)の基本方針の実現に資するものと考えております。

(c) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2007年3月20日開催の当社取締役会決議に基づく同年6月26日開催の当社第85期定時株主総会において株主の皆様のご承認をもって「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、その後5回にわたり、目的や基本的な仕組みに大きな変更なく継続更新してまいりました。

そして本買収防衛策について、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見や、買収への対応方針を巡る近時の動向、当社を取り巻く経営環境の変化等も総合的に勘案し、2025年3月26日開催の取締役会において慎重に検討を重ねた結果、有効期間の満了である2025年6月24日開催の第103期定時株主総会終結の時をもって本買収防衛策を継続しないことを決議いたしました。

当社は本買収防衛策の非継続後も引き続き、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同利益の確保または向上により一層取り組んでまいります。また、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、上記(a)の基本方針に基づき、株主の皆様が当社株式の大規模買付行為の是非について適切なご判断を行うために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努めるなど、その時点において採用可能かつ適切と考えられるあらゆる施策を、会社法、金融商品取引法その他関連法令に基づき適切に講じてまいります。

(5) 研究開発活動

当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、38億円であります。主なセグメントごとの内訳は、A C（オートモーティブコンポーネンツ）事業で28億円、H C（ハイドロリックコンポーネンツ）事業で9億円となります。

なお、当中間連結会計期間において記載すべき重要な事項はありません。

3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	57,300,000
A種優先株式	125
計	57,300,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数は57,300,125株であり、当社定款に定める発行可能株式総数57,300,000株を超過いたしますが、発行可能種類株式総数の合計が、発行可能株式総数以下であることにつきましては、会社法上求められておりません。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	50,468,662	50,468,662	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株 (注)1.
A種優先株式	125	125	非上場	単元株式数 1株 (注)2.
計	50,468,787	50,468,787		

(注) 1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式です。

(注) 2. A種優先株式は、配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権を有さないため、単元株式数を1株としてあります。なお、A種優先株式の内容は次のとおりです。

剰余金の配当

(1) 優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき第2号に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。

(2) 優先配当金の額

A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、A種優先株式の払込金額に、配当基準日が2026年3月末日までに終了する事業年度に属する場合、年率7.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2027年4月1日以降に終了する事業年度に属する場合、年率8.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算により算出される金額とする。また、配当基準日が2027年3月末日に終了する事業年度に属する場合、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、当該配当基準日が2026年4月1日から2026年6月28日までの日となる場合、A種優先株式の払込金額に年率7.5%を乗じて算出した額の金銭について、2026年4月1日(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とし、当該配当基準日が2026年6月29日から2027年3月末日までの日となる場合、A種優先株式の払込金額に年率8.5%を乗じて算出した額の金銭について、2026年6月29日(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間

の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額に、2026年6月28日が配当基準日となつたと仮定した場合に算出されるA種優先配当金の額を加えた金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し剩余金を配当したときは、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする（A種優先配当金は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）。

（3）累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剩余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本号に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剩余金の配当が行われると仮定した場合において、第2号に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、第2号ただし書の規定による控除は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）から累積額がA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して実際に支払われた日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が2026年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率7.5%の利率で、当該事業年度が2027年3月末日に終了する事業年度の場合は、2026年4月1日から2026年6月28日までの期間を年率7.5%、2026年6月29日から2027年3月31日までの期間を年率8.5%の利率で、当該事業年度が2027年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率8.5%の利率で、単利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。当社は、剩余金の配当を行う場合に、本号に従い累積した不足額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）について、当該翌事業年度以降、A種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剩余金の配当に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当として支払う。

（4）非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剩余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剩余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剩余金の配当についてはこの限りではない。

残余財産の分配

（1）優先分配金

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、100,000,000円にA種累積未払配当金相当額、前事業年度A種未払配当金相当額（以下に定義される。）および当事業年度A種未払配当金相当額（以下に定義される。）を加えた金額を金銭により分配する。

「前事業年度A種未払配当金相当額」とは、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度に係るA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA種優先配当金の不足額（ただし、A種累積未払配当金相当額に含まれる場合を除く。）をいう。

「当事業年度A種未払配当金相当額」とは、残余財産分配日を剩余金の配当の基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（ただし、残余財産分配日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とし、以下本号において同じ。）（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数につき、剩余金の配当（2）優先配当金の額に従って日割計算で算出される優先配当金の額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に当該事業年度に属する日を基準日として実際に支払われた配当（A種累積未払配当金相当額および前事業年度A種未払配当金相当額を除く。）がある場合における当該配当の合計額を控除した金額をいう。

（2）非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、前号に係るものを超えて、残余財産の分配を行わない。

議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

普通株式を対価とする取得請求権（転換権）

(1) 転換権の内容

A種優先株主は、払込期日以降いつでも、当社に対し、第4号に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下「転換請求」という。）ができるものとし、当社は、当転換請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、第4号に定める数の普通株式を交付するものとする。なお、第6号に従い、転換請求の効力が発生する日を、以下「転換請求権効力発生日」という。

(2) 当初転換価額

当初転換価額は、3,150円とする。

(3) 転換価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

1. 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

2. 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

3. 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たりの払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行株式数}} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本4.において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本4.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定

時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

5. 行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本5.において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本5.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記1.乃至3.のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。

1. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

2. 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

3. その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日のVWAPの平均値とする。

(e) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越され、その後の調整の計算において斟酌される。

(4) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

$$\begin{array}{rcl}
 \text{取得と引換えに} & \text{転換請求に係る} & (100,000,000円) \\
 \text{交付すべき} & = & \text{A種優先株式の数} \times + \text{A種累積未払配当金相当額} \\
 \text{普通株式数} & & + \text{前事業年度 A種未払配当金相当額} \\
 & & + \text{当事業年度 A種未払配当金相当額} \\
 & \hline & \text{転換価額}
 \end{array}$$

なお、本号においては、残余財産の分配(1) 優先分配金に定める前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「転換請求権効力発生日」と読み替えて、前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額を計算する。

(5) 転換請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

(6) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求に要する書類が第5号に記載する転換請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 転換に係る制限

本項の他の規定にかかわらず、A種優先株主は、転換請求に基づき交付される普通株式の累計数が2,574,843株（普通株式につき株式の分割、無償割当て又は併合が行われた場合には、当該株式の分割、無償割当て又は併合の割合に応じて調整される。）を超えることとなる転換請求を行うことができない。

(8) 米国1956年銀行持株会社法（Banking Holding Company Act of 1956）（以下「BHC法」という。）

本項の他の規定にかかわらず、BHC法の適用を受け、本号および次号に従う旨の書面による撤回不能の通知を当社に対して行ったA種優先株主（当該通知をしたA種優先株主を、以下「BHC株主」という。）は、その有するA種優先株式について、転換請求後にBHC株主およびその関係会社（BHC法第2条(k)に定める「affiliate」をいう。以下本号において同じ。）が有することとなる普通株式の合計数が発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の4.99%（またはBHC法第4条(k)にかかわらずBHC法第4条(c)(6)により許容される割合が改正によりこれを下回るか若しくは上回る割合に変更された場合には当該割合）を超えることとなる場合には、当該超過部分に対応する転換請求をすることができない。なお、BHC株主は、当社の普通株式または普通株式の交付を受けることができるその他の証券若しくは権利（普通株式を目的とした新株予約権およびA種優先株式を含む。）を有する関係会社がある場合は、当社に対して書面により通知しなければならない。

(9) BHC株主からの譲受人

本項の他の規定にかかわらず、BHC株主からA種優先株式を譲り受けた者（以下「特定譲受人」という。）は、その有するA種優先株式について、転換請求をすることができない。ただし、特定譲受人が、以下の(a)から(c)までに定めるBHC株主によるA種優先株式の譲渡によりA種優先株式を譲り受けた場合は、この限りでない。

(a) BHC株主が広く公に行ったA種優先株式の売出し

(b) 特定譲受人を含むいのちの譲受人も、自らまたは他の者と共同して、当社の発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の2%以上を取得することができるA種優先株式を譲り受けない譲渡

(c) BHC株主から株式を譲り受けるより前に当社の発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の過半数を有する者に対する譲渡

現金対価の取得条項

(1) 現金対価の取得条項の内容

当社は、2026年6月28日以降、当社の取締役会が別途定める日（以下「償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して償還日から2週間以上前までに通知を行ったうえで、当社がA種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、A種優先株式の償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第2号に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、取得の対象となるA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 儻還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、100,000,000円にA種累積未払配当金相当額、前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本号においては、残余財産の分配(1)優先分配金に定める前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還日」と読み替えて、前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額を計算する。

譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

株式の併合または分割および株式無償割当て

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年4月1日～ 2025年9月30日		普通株式 50,468,662 A種優先株式 125		27,647		330

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
日本マスター・トラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	5,000	11.20
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	2,939	6.58
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,207	4.94
カヤバ協力会社持株会	東京都港区浜松町二丁目4番1号	2,130	4.77
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	2,009	4.50
日立建機株式会社	東京都台東区東上野二丁目16番1号	1,784	4.00
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,223	2.74
株式会社大垣共立銀行	岐阜県大垣市郭町三丁目98番地	1,183	2.65
カヤバ従業員持株会	東京都港区浜松町二丁目4番1号	1,116	2.50
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人(株)みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,004	2.25
計		20,595	46.15

- (注) 1. 当社は自己株式を5,839,187株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 2021年6月に発行したA種優先株式が含まれております。
 3. A種優先株式を有する株主は、当社の株主総会における議決権を有しておりません。
 4. 日本マスター・トラスト信託銀行株式会社及び株式会社日本カストディ銀行の所有株式は、すべて信託業務に係る株式であります。
 5. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行の所有株式数は、株式会社みずほ銀行が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、当該議決権行使の指図権は株式会社みずほ銀行が留保しております。

所有議決権数別

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
日本マスター トラスト 信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	49,998	11.41
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	29,388	6.71
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	22,068	5.04
カヤバ協力会社持株会	東京都港区浜松町二丁目4番1号	21,304	4.86
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	20,093	4.58
日立建機株式会社	東京都台東区東上野二丁目16番1号	17,840	4.07
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海一丁目8番12号	12,230	2.79
株式会社大垣共立銀行	岐阜県大垣市郭町三丁目98番地	11,828	2.70
カヤバ従業員持株会	東京都港区浜松町二丁目4番1号	11,158	2.55
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人(株)みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	10,036	2.29
計		205,943	46.99

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 125		(1)株式の総数等に記載の通り
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,839,100		
	(相互保有株式) 普通株式 740,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 43,827,900	438,279	
単元未満株式	普通株式 61,662		
発行済株式総数	50,468,787		
総株主の議決権		438,279	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が400株(議決権4個)含まれております。

【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) カヤバ株式会社	東京都港区浜松町 二丁目4番1号	5,839,100		5,839,100	11.57
(相互保有株式) 知多鋼業株式会社	愛知県春日井市前並町 二丁目12番4号	480,000		480,000	0.95
(相互保有株式) 知多鋼材株式会社	愛知県名古屋市 中村区沖田町253番地	260,000		260,000	0.52
計		6,579,100		6,579,100	13.04

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 要約中間連結財務諸表の作成方法について

当社の要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」(以下「IAS第34号」という。)に基づいて作成しています。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第5編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る要約中間連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人により期中レビューを受けています。

1 【要約中間連結財務諸表】

(1) 【要約中間連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		47,428	51,826
営業債権及びその他の債権		109,876	114,577
棚卸資産		67,604	70,978
その他の金融資産	12	2,942	3,708
その他の流動資産		30,487	13,268
流動資産合計		258,337	254,358
非流動資産			
有形固定資産	7	157,591	166,825
のれん	7	248	248
無形資産	7	2,697	2,762
持分法で会計処理されている投資		11,703	12,793
その他の金融資産	12	21,915	28,253
その他の非流動資産		8,047	8,507
繰延税金資産		2,573	2,808
非流動資産合計		204,774	222,197
資産合計		463,112	476,554

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
負債及び資本			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		65,161	65,038
社債及び借入金		61,856	54,478
未払法人所得税		2,159	2,717
その他の金融負債	12	32,118	32,320
引当金	8	5,661	5,596
その他の流動負債		2,777	1,617
流動負債合計		169,733	161,766
非流動負債			
社債及び借入金		37,112	50,774
退職給付に係る負債		3,170	3,069
その他の金融負債	12	5,782	5,403
引当金	8	4,341	4,736
その他の非流動負債		414	390
繰延税金負債		7,537	9,744
非流動負債合計		58,356	74,115
負債合計		228,089	235,881
資本			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金		27,648	27,648
資本剰余金		36,136	36,129
利益剰余金		136,935	152,358
自己株式		7,100	19,962
その他の資本の構成要素		31,919	35,599
親会社の所有者に帰属する持分合計		225,537	231,773
非支配持分		9,486	8,901
資本合計		235,023	240,674
負債及び資本合計		463,112	476,554

(2) 【要約中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	10	213,457	230,807
売上原価		173,666	186,191
売上総利益		39,790	44,616
販売費及び一般管理費		31,049	32,659
持分法による投資利益		1,236	1,358
その他の収益		727	7,844
その他の費用		2,371	445
営業利益		8,334	20,713
金融収益		619	1,340
金融費用		1,197	1,073
税引前中間利益		7,756	20,981
法人所得税費用		1,895	3,144
中間利益		5,862	17,837
中間利益の帰属			
親会社の所有者		5,182	17,134
非支配持分		680	703
中間利益		5,862	17,837
1株当たり中間利益			
基本的 1株当たり中間利益(円)	11	94.09	366.14
希薄化後 1株当たり中間利益(円)	11	94.08	366.11

(3) 【要約中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間利益		5,862	17,837
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて測定する 金融資産の公正価値の純変動		1,008	3,170
確定給付制度の再測定		8	7
持分法適用会社における その他の包括利益に対する持分		7	10
合計		1,007	3,173
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の為替換算差額		2,941	2,566
持分法適用会社における その他の包括利益に対する持分		481	293
合計		2,460	2,273
その他の包括利益合計		3,466	5,447
中間包括利益		2,396	23,284
中間包括利益の帰属			
親会社の所有者		1,729	22,402
非支配持分		667	882
合計		2,396	23,284

(4) 【要約中間連結持分変動計算書】

前中間連結会計期間

(単位：百万円)

	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2024年4月1日残高		27,648	36,128	123,076	842
中間包括利益					
中間利益		-	-	5,182	-
その他の包括利益		-	-	-	-
中間包括利益合計		-	-	5,182	-
所有者との取引額					
所有者による拠出及び 所有者への分配					
自己株式の取得	13	-	-	-	1
自己株式の処分		-	7	-	7
株式報酬取引		-	3	-	-
剰余金の配当	9	-	-	2,973	-
企業結合による変動		-	-	-	-
利益剰余金への振替		-	-	5	-
所有者による拠出及び 所有者への分配合計		-	11	2,978	7
子会社に対する所有持分の 変動額					
剰余金の配当		-	-	-	-
子会社の支配獲得に伴う変動	6	-	-	-	-
支配継続子会社に対する 持分変動	6	-	-	-	-
子会社に対する所有持分の 変動額合計		-	-	-	-
所有者との取引額合計		-	11	2,978	7
2024年9月30日残高		27,648	36,118	125,281	835

(単位：百万円)

	注記	その他の資本の構成要素				親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
		その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	確定給付制度の再測定	在外営業活動体の為替換算差額	合計			
2024年4月1日残高		8,012	-	23,168	31,181	217,191	9,217	226,408
中間包括利益								
中間利益		-	-	-	-	5,182	680	5,862
その他の包括利益		1,008	2	2,443	3,454	3,454	13	3,466
中間包括利益合計		1,008	2	2,443	3,454	1,729	667	2,396
所有者との取引額								
所有者による拠出及び所有者への分配								
自己株式の取得	13	-	-	-	-	1	-	1
自己株式の処分		-	-	-	-	-	-	-
株式報酬取引		-	-	-	-	3	-	3
剰余金の配当	9	-	-	-	-	2,973	-	2,973
企業結合による変動		-	-	-	-	-	-	-
利益剰余金への振替		3	2	-	5	-	-	-
所有者による拠出及び所有者への分配合計		3	2	-	5	2,977	-	2,977
子会社に対する所有持分の変動額								
剰余金の配当		-	-	-	-	-	1,115	1,115
子会社の支配獲得に伴う変動	6	-	-	-	-	-	-	-
支配継続子会社に対する持分変動	6	-	-	-	-	-	-	-
子会社に対する所有持分の変動額合計		-	-	-	-	-	1,115	1,115
所有者との取引額合計		3	2	-	5	2,977	1,115	4,092
2024年9月30日残高		7,007	-	20,725	27,732	215,943	8,769	224,712

当中間連結会計期間

(単位：百万円)

	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2025年4月1日残高		27,648	36,136	136,935	7,100
中間包括利益					
中間利益		-	-	17,134	-
その他の包括利益		-	-	-	-
中間包括利益合計		-	-	17,134	-
所有者との取引額					
所有者による拠出及び 所有者への分配					
自己株式の取得	13	-	-	-	10,774
自己株式の処分		-	37	-	49
株式報酬取引		-	30	-	-
剰余金の配当	9	-	-	3,297	-
企業結合による変動		-	-	-	2,136
利益剰余金への振替		-	-	1,587	-
所有者による拠出及び 所有者への分配合計		-	7	1,711	12,861
子会社に対する所有持分の 変動額					
剰余金の配当		-	-	-	-
子会社の支配獲得に伴う変動	6	-	-	-	-
支配継続子会社に対する 持分変動	6	-	-	-	-
子会社に対する所有持分の 変動額合計		-	-	-	-
所有者との取引額合計		-	7	1,711	12,861
2025年9月30日残高		27,648	36,129	152,358	19,962

(単位：百万円)

	注記	その他の資本の構成要素				親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
		その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	確定給付制度の再測定	在外営業活動体の為替換算差額	合計			
2025年4月1日残高		8,727	-	23,192	31,919	225,537	9,486	235,023
中間包括利益								
中間利益		-	-	-	-	17,134	703	17,837
その他の包括利益		3,170	7	2,090	5,267	5,267	179	5,447
中間包括利益合計		3,170	7	2,090	5,267	22,402	882	23,284
所有者との取引額								
所有者による拠出及び所有者への分配								
自己株式の取得	13	-	-	-	-	10,774	-	10,774
自己株式の処分		-	-	-	-	11	-	11
株式報酬取引		-	-	-	-	30	-	30
剰余金の配当	9	-	-	-	-	3,297	-	3,297
企業結合による変動		-	-	-	-	2,136	-	2,136
利益剰余金への振替		1,580	7	-	1,587	-	-	-
所有者による拠出及び所有者への分配合計		1,580	7	-	1,587	16,166	-	16,166
子会社に対する所有持分の変動額								
剰余金の配当		-	-	-	-	-	812	812
子会社の支配獲得に伴う変動	6	-	-	-	-	-	486	486
支配継続子会社に対する持分変動	6	-	-	-	-	-	1,140	1,140
子会社に対する所有持分の変動額合計		-	-	-	-	-	1,467	1,467
所有者との取引額合計		1,580	7	-	1,587	16,166	1,467	17,633
2025年9月30日残高		10,317	-	25,282	35,599	231,773	8,901	240,674

(5) 【要約中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間利益		7,756	20,981
減価償却費及び償却費		9,367	9,509
減損損失		452	259
減損損失戻入益	6	50	11
負ののれん発生益	6	-	6,148
有形固定資産売却益		31	26
退職給付に係る資産及び負債の増減額		238	525
製品保証引当金の増減額(は減少)	8	243	802
金融収益		619	1,340
金融費用		1,197	1,062
持分法による投資利益		1,236	1,358
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)		15,730	1,204
棚卸資産の増減額(は増加)		1,939	300
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)		11,867	4,149
その他		2,111	1,492
小計		20,389	20,448
利息の受取額		389	554
配当金の受取額		953	741
利息の支払額		1,178	1,004
法人所得税の支払額		3,358	2,305
営業活動によるキャッシュ・フロー		17,195	18,433
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		1,702	1,838
定期預金の払出による収入		737	2,133
有形固定資産の取得による支出		8,113	12,544
有形固定資産の売却による収入		56	72
その他の金融資産の取得による支出		6	7
その他の金融資産の売却による収入		11	-
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	6	-	9,103
関係会社株式の取得による支出		-	167
その他		385	336
投資活動によるキャッシュ・フロー		9,402	3,583

(単位：百万円)

	注記	前中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月 30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(は減少)		9,077	17,034
リース負債の返済による支出		2,273	1,988
長期借入金による収入		3,861	22,300
長期借入金の返済による支出		743	1,129
自己株式の取得による支出		1	9,549
自己株式の売却による収入		-	0
配当金の支払額	9	2,973	3,297
非支配持分への配当金の支払額		1,115	812
財務活動によるキャッシュ・フロー		12,321	11,510
現金及び現金同等物に係る換算差額		534	1,059
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		5,062	4,398
現金及び現金同等物の期首残高		46,637	47,428
現金及び現金同等物の中間期末残高		41,575	51,826

【要約中間連結財務諸表注記】

1. 報告企業

カヤバ株式会社（以下、「当社」）は、日本に所在する株式会社です。当社及び子会社（以下、「当社グループ」）の主な事業内容は、油圧緩衝器・油圧機器の製造・販売並びに各事業に関連するサービス業務等を行っております。

2. 作成の基礎

(1) 要約中間連結財務諸表がIFRSに準拠している旨の記載

当社グループの要約中間連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2第2号「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、同第312条の規定によりIAS第34号に準拠して作成しています。

要約中間連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の当社グループの連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

当社グループの2025年9月30日に終了する要約中間連結財務諸表は、2025年11月13日に当社代表取締役社長執行役員兼CEO 川瀬正裕及び代表取締役副社長執行役員兼CFO 斎藤考によって承認されております。

(2) 測定の基礎

要約中間連結財務諸表は、公正価値で測定する金融商品等を除き、取得原価を基礎として測定しています。

(3) 表示通貨及び単位

要約中間連結財務諸表の表示通貨は、当社の機能通貨である日本円であり、百万円未満を四捨五入しています。

3. 重要性がある会計方針

当社グループの要約中間連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当中間連結会計期間の法人所得税費用は、見積平均年次実効税率を基に算定しています。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

要約中間連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが義務付けられています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

本要約中間連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの事業セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別に事業本部又は事業部を置き、各事業本部又は事業部は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しておりますので、事業セグメントは「A C(オートモーティブコンポーネンツ)事業」、「H C(ハイドロリックコンポーネンツ)事業」、「航空機器事業」、「特装車両事業」及びそのいずれにも属さない「その他」によって区分しております。

このうち、「特装車両事業」及び「その他」については、報告セグメントにおける量的基準等を勘案した結果、「その他」に含めて開示しております。したがって、当社グループは、「A C事業」、「H C事業」及び「航空機器事業」の3つを報告セグメントとしております。

「A C事業」は、四輪車用・二輪車用油圧緩衝器及びペーンポンプ・パワーステアリング製品を主とする四輪車用油圧機器等を生産しております。「H C事業」は、建設機械向けを主とする産業用油圧機器、舞台機構、艦艇機器、免制振装置等を生産しております。「航空機器事業」は、航空機用の離着陸装置、操舵装置、制御装置等を生産しております。

なお、各セグメントにおける主要製品は、下記のとおりであります。

セグメント		主要製品
報告セグメント	A C事業	ショックアブソーバ、サスペンションシステム、ペーンポンプ、パワーステアリング、フロントフォーク、オイルクッシュョンユニット、ステイダンパ、フリーロック、鉄道車両用オイルダンパ、各種線ばね、各種薄板ばね、パイプ成形加工品
	H C事業	シリンダ、バルブ、ポンプ、モータ、衝突用緩衝器、舞台機構、艦艇機器、免制振装置、シミュレータ、油圧システム、トンネル掘削機、環境機器
	航空機器事業	航空機用離着陸装置、操舵装置、制御装置、緊急装置
その他	特装車両事業 その他	コンクリートミキサ車、粉粒体運搬車、特殊機能車等

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、注記「3. 重要性がある会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの損益は、売上高から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しております。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	要約 中間連結 財務諸表 計上額
	A C事業	H C事業	航空機器 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	147,951	58,194	1,454	207,598	5,859	213,457	-	213,457
セグメント間の 内部売上高又は振替高	261	377	-	638	32	670	670	-
計	148,212	58,571	1,454	208,236	5,891	214,127	670	213,457
セグメント損益 (は損失)	7,889	816	568	8,137	601	8,738	3	8,742
持分法による投資利益	1,236	-	-	1,236	-	1,236	0	1,236
その他の収益・費用 (純額)	1,468	324	161	1,631	12	1,643	-	1,643
営業損益(は損失)	7,656	492	407	7,742	589	8,331	3	8,334
金融収益・費用(純額)								578
税引前中間利益								7,756

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない特装車両事業及びその他を含んであります。

2. セグメント損益の調整額3百万円は、セグメント間取引消去であります。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	要約 中間連結 財務諸表 計上額
	A C事業	H C事業	航空機器 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	164,065	60,096	3,249	227,410	3,397	230,807	-	230,807
セグメント間の 内部売上高又は振替高	379	495	-	874	36	910	910	-
計	164,444	60,591	3,249	228,284	3,433	231,717	910	230,807
セグメント損益 (は損失)	9,447	1,643	257	11,348	607	11,955	2	11,957
持分法による投資利益	1,358	-	-	1,358	-	1,358	0	1,358
その他の収益・費用 (純額)	7,231	188	21	7,398	1	7,398	-	7,398
営業損益(は損失)	18,037	1,831	236	20,104	608	20,711	2	20,713
金融収益・費用(純額)								267
税引前中間利益								20,981

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない特装車両事業及びその他を含んであります。

2. セグメント損益の調整額2百万円は、セグメント間取引消去であります。

6. 企業結合

当社は、2024年11月11日開催の取締役会において、知多鋼業株式会社の普通株式を、金融商品取引法に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしました。本決議に基づき、本公開買付けを実施した結果、2025年4月1日に知多鋼業株式会社の普通株式の83.88%を取得しました。また、本公開買付けの成立後、当社が知多鋼業株式会社の普通株式の全てを所有することを目的として、2025年5月12日に株式売渡請求によるスクイーズアウト手続を実施しました。その結果、本公開買付け前に当社が保有していた知多鋼業株式会社の普通株式11.51%を加え、知多鋼業株式会社は当社の完全子会社となりました。

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称： 知多鋼業株式会社

事業の内容： 各種線ばね、各種薄板ばね、パイプ成形加工品、切削加工品及び歯科医療品の製造販売事業

(2) 支配獲得日

2025年4月1日

(3) 企業結合を行った主な理由

当社は、当社グループ及び知多鋼業株式会社グループの一層の事業拡大及びサプライチェーンの安定化を図っていくためには、本公開買付けを通じて、知多鋼業株式会社を当社の完全子会社化することで、知多鋼業株式会社との資本関係を更に強化し、これまで以上の一体化した経営を行うことにより、協業体制の構築や事業成長への経営資源の集中、人材を含めた経営資源・ノウハウの共有化、意思決定の迅速化・簡素化を図ることが重要であると認識しております。本取引において想定している具体的なシナジー効果は以下のとおりです。

両社グループの相互連携によるサプライチェーン強靭化

ノウハウの共有化によるコスト低減・品質向上

両社グループの相互連携による製品企画・開発

人材やガバナンスの観点からの知多鋼業株式会社グループにおける体制強化

当社及び知多鋼業株式会社の意思決定の迅速化・簡素化

(4) 取得対価の公正価値

(単位：百万円)

	金額
取得日直前に保有していた資本持分の公正価値	2,225
現金による取得対価	17,021
取得対価	19,246

当社が、取得日以前に保有していた11.51%の資本持分を取得日の公正価値で再測定した結果、当該企業結合により段階取得に係る差益を認識しています。この利益を、要約中間連結包括利益計算書上の「その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動」にて10百万円含めています。

(5) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザリーに対する報酬・手数料等 341百万円

このうち当年度発生分については、要約中間連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に28百万円計上しています。

(6)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(単位：百万円)

	金額
流動資産	17,782
非流動資産	14,422
資産合計	32,204
流動負債	3,980
非流動負債	2,344
負債合計	6,324
識別可能資産及び引受負債の公正価値(純額)	25,880
非支配持分	486
負ののれん発生益	6,148

企業結合日における認識可能な資産及び引き受けた負債の内容を精査中であり、当該取得価額の取得資産及び引き受けた負債への配分が完了していないことから、現時点で入手しうる情報に基づいた暫定的な金額となります。本株式取得により生じた負ののれん発生益6,148百万円は、取得した純資産の公正価値が取得対価を上回っていたため発生しており、要約中間連結損益計算書の「その他の収益」に計上しております。

(7)子会社の取得による支出

(単位：百万円)

	金額
現金による取得対価	17,021
取得日に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	9,703
子会社の取得による現金支払額	7,318

現金による取得対価のうち、公開買付けによる取得対価16,221百万円を前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において投資活動によるキャッシュ・フローに含めております。株式売渡請求による取得対価799百万円は、当中間連結会計期間の同キャッシュ・フローに600百万円を含めておりますが、199百万円は当中間連結会計期間末日以降に支払いを行う予定です。

(8)非支配持分の取得に伴う親会社の所有持分の変動

知多鋼業株式会社が当社の完全子会社になったことにより、当社グループが保有するKYB CHITA Manufacturing Europe s.r.o.(以下、KCME)への議決権比率が70.0%から100.0%に増加しております。知多鋼業株式会社が保有していたKCMEの持分相当額と、追加取得に際して減少した非支配持分の帳簿価額1,140百万円を相殺しております。

7. 有形固定資産、のれん及び無形資産

有形固定資産、のれん及び無形資産の帳簿価額の増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	有形固定資産	のれん	無形資産
2025年4月1日	157,591	248	2,697
取得	11,494	-	193
企業結合による取得	5,786	-	134
自己創設	-	-	47
処分等	641	-	3
減価償却費及び償却費	9,123	-	261
減損損失	243	-	16
為替換算差額	1,758	0	38
その他	204	-	66
2025年9月30日	166,825	248	2,762

8. 引当金

引当金の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
製品保証引当金（注）1.2.	5,635	4,877
その他（注）3.	4,367	5,454
合計	10,002	10,331
流動	5,661	5,596
非流動	4,341	4,736

(注) 1. 製品保証引当金については、製品の品質保証費用の支払に備えるため、過去の発生実績に基づく連結会計年度の売上高に対応する発生見込額に、発生した品質保証費用の実状を考慮した保証見込額を加えて計上しており、当該製品保証引当金の当中間連結会計期間の残高は、3,246百万円（前連結会計年度3,673百万円）であります。

(注) 2. 2019年3月期において、当社及び当社の子会社であったカヤバシステムマシナリー株式会社（当該子会社は2021年7月1日をもって当社を存続会社とした吸収合併により解散しております）にて、製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品（以下、「不適合品」といいます。）を建築物に取り付けていた事実が判明いたしました。

当中間連結会計期間においては、2025年9月30日時点で交換が未完了の不適合品及び性能不明品（性能検査記録のデータ書き換え有無が確認できないもの）の全数（免震用オイルダンパー52本、制振用オイルダンパー12本の合計64本）を対象として、交換用免震・制振用オイルダンパーの交換工事に要する費用及び営業補償等を製品保証引当金に計上しており、当該製品保証引当金の当中間連結会計期間の残高は、1,631百万円（前連結会計年度1,962百万円）であります。

(注) 3. その他には、訴訟や補償などの支払に備えた引当金が含まれておりますが、当社及び当社子会社の立場が著しく不利になる可能性があるため、IAS第37号第92項に従い個別に記載しておりません。

9. 配当金

前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間における配当金支払額は、以下のとおりです。

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,504	100.00	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年6月25日 定時株主総会	A種優先株式	469	3,750,000.00	2024年3月31日	2024年6月26日

(注)2024年12月3日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	2,504	100.00	2024年9月30日	2024年12月9日
2024年11月11日 取締役会	A種優先株式	470	3,760,274.00	2024年9月30日	2024年12月9日

(注)2024年12月3日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,874	60.00	2025年3月31日	2025年6月25日
2025年6月24日 定時株主総会	A種優先株式	467	3,739,726.00	2025年3月31日	2025年6月25日

(注)配当金の総額には、連結子会社が保有する当社普通株式に対する配当金44百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年11月12日 取締役会	普通株式	3,347	75.00	2025年9月30日	2025年12月8日
2025年11月12日 取締役会	A種優先株式	470	3,760,274.00	2025年9月30日	2025年12月8日

(注)配当金の総額には、連結子会社が保有する当社普通株式に対する配当金56百万円が含まれております。

10. 売上高

当社グループの事業は、A C（オートモーティブコンポーネンツ）事業、H C（ハイドロリックコンポーネンツ）事業、航空機器事業及びその他により構成されており、当社グループでは、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループでは、これらの事業を通じて得られる収益を売上高として表示しています。また、売上高は主要な製品別に分解しています。これらを分解した売上高と注記「5. セグメント情報」で記載しているセグメント別の売上高との関連は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

セグメントの名称	主要な製品	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
A C 事業	四輪車用油圧緩衝器	108,504	120,655
	二輪車用油圧緩衝器	21,151	23,659
	四輪車用油圧機器	10,731	10,779
	その他製品	7,565	8,972
	小計	147,951	164,065
H C 事業	産業用油圧機器	54,352	55,489
	システム製品	2,049	2,883
	その他製品	1,792	1,724
	小計	58,194	60,096
航空機器事業	航空機用油圧機器	1,454	3,249
	小計	1,454	3,249
その他	特装車両	5,859	3,397
	その他製品	-	-
	小計	5,859	3,397
合計		213,457	230,807

(注) 金額は、外部顧客への売上高で表示しています。

11. 1株当たり利益

基本的及び希薄化後 1 株当たり中間利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
基本的 1 株当たり中間利益算定上の基礎		
親会社の所有者に帰属する中間利益（百万円）	5,182	17,134
親会社の普通株主に帰属しない中間利益（百万円）	470	470
基本的 1 株当たり中間利益の計算に使用する 中間利益（百万円）	4,712	16,664
期中平均普通株式数（株）	50,083,681	45,513,548
希薄化後 1 株当たり中間利益算定上の基礎		
基本的 1 株当たり中間利益の計算に使用する 中間利益（百万円）	4,712	16,664
中間利益調整額（百万円）	-	-
希薄化後 1 株当たり中間利益の計算に使用する 中間利益（百万円）	4,712	16,664
期中平均普通株式数（株）	50,083,681	45,513,548
希薄化効果を有する潜在的普通株式の影響		
株式報酬（株）	2,651	3,760
希薄化効果調整後期中平均普通株式数（株）	50,086,332	45,517,308
1 株当たり中間利益		
基本的 1 株当たり中間利益（円）	94.09	366.14
希薄化後 1 株当たり中間利益（円）	94.08	366.11

(注) 2024年12月3日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的及び希薄化後 1 株当たり中間利益を算定しております。

12. 金融商品

(1) 公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定される金融商品について、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	同一の資産又は 負債の活発な市場 における相場価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要な 観察不能な インプット (レベル3)	合計
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
上場株式	19,839	-	-	19,839
非上場株式	-	-	788	788
その他	-	361	92	453
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
デリバティブ	-	-	-	-
合計	19,839	361	880	21,080
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	-	0	-	0
合計	-	0	-	0

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位：百万円)

	同一の資産又は 負債の活発な市場 における相場価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要な 観察不能な インプット (レベル3)	合計
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
上場株式	24,392	-	-	24,392
非上場株式	-	-	2,017	2,017
その他	-	387	457	844
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
デリバティブ	-	0	-	0
合計	24,392	387	2,474	27,253
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

公正価値ヒエラルキーのレベル間での振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識することとしております。なお、前連結会計年度及び当中間連結会計期間において、上記のレベル間での振替はありません。

(2) レベル 2、3 に区分される公正価値測定に関する情報

公正価値ヒエラルキーのレベル 2 及びレベル 3 に区分される公正価値評価の方法は、以下の評価技法を用いて算定しております。

レベル 2 に区分される会員権については、活発でない市場における同一資産を基に評価しており、事後の公正価値の変動をその他の包括利益として計上しております。また、デリバティブの公正価値については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき測定しております。

レベル 3 に区分される非上場株式及び出資金については、類似企業比較法等に基づいて測定しております。

(3) レベル 3 に分類された金融商品の増減

前連結会計年度及び当中間連結会計期間において、レベル 3 に分類される金融商品の重要な増減はありません。

(4) 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融資産及び金融負債の公正価値は帳簿価額と近似しております。

13. 資本金及びその他の資本項目

当社は、2024年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2024年12月 3 日から2025年11月28日を取得期間として自己株式の取得を行っております。これにより、当中間連結会計期間において自己株式が3,291千株、10,773百万円増加しております。

14. 偶発負債

建築物用免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為に関連して訴訟を提起されている案件もありますが、当社の立場が著しく不利な立場になる可能性があるため、IAS第37号第92項に従い、個別に記載しておりません。

なお、本件の詳細については、注記「8. 引当金」に記載のとおりです。

15. 後発事象

該当事項はありません。

2 【その他】

2025年11月12日開催の取締役会において、2025年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行う決議をいたしました。

(1) 普通株式

配当金の総額	3,347百万円
1株当たりの金額	75円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2025年12月8日

(注) 配当金の総額には、連結子会社が保有する当社普通株式に対する配当金を含めております。

(2) A種優先株式

配当金の総額	470百万円
1株当たりの金額	3,760,274円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2025年12月8日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月13日

カヤバ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 井 達 哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 野 秀 俊

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 川 義 弘

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているカヤバ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び要約中間連結財務諸表注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、カヤバ株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。